

○文京福祉センター条例

平成二十六年六月二十五日
条例第十七号

文京福祉センター条例(昭和四十七年四月文京区条例第十四号)の全部を改正する。

(設置)

第一条 区内の高齢者の福祉の増進及び地域の福祉活動の振興を図るため、文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島(以下「福祉センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
文京福祉センター江戸川橋	東京都文京区小日向二丁目十六番十五号
文京福祉センター湯島	東京都文京区本郷三丁目十番十八号

(事業)

第三条 福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 高齢者の健康の増進及び教養の向上に関すること。
- 二 地域の福祉活動の振興に関すること。
- 三 施設の使用に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業

(施設)

第四条 福祉センターには、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七に規定する老人福祉センター並びに別表に掲げる施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を設ける。

(指定管理者による管理)

第五条 福祉センターの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者の指定の手続等)

第六条 指定管理者の指定の手続等については、この条例に定めるもののほか、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十七年六月文京区条例第二十五号)の例による。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 第三条に規定する事業の実施に係る業務
- 二 福祉センターの使用の承認に係る業務
- 三 福祉センターの維持管理に係る業務
- 四 地方自治法第二百四十四条の二第八項に規定する公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受に係る業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた業務

(休館日)

第八条 福祉センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。ただし、区長は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、福祉センターの休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第九条 福祉センターの開館時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、福祉センターの開館時間を変更することができる。

(使用承認)

第十条 福祉センターを使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならぬ。

2 指定管理者は、前項の使用の承認に際し、福祉センターの管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第十一條 指定管理者は、前条の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- 二 福祉センターの管理上支障があると認めたとき。
- 三 営利を目的とすると認めたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当であると認めたとき。

(利用料金)

第十二條 第十条第一項の規定により福祉センターの施設の使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、区長が必要があると認めたときは、別に定めるときまでに利用料金を納付することができる。

2 第十条第一項の規定により文京福祉センター江戸川橋の附帯設備の使用の承認を受けた者は、指定管理者に附帯設備の利用料金を前納しなければならない。ただし、区長が必要があると認めたときは、別に定めるときまでに附帯設備の利用料金を納付することができる。

3 第一項の利用料金の額は別表一の部に定める額の範囲内において、前項の利用料金の額は別表二の部に定める額の範囲内において規則で定める額を上限として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 第一項及び第二項の利用料金は、指定管理者に、その収入として收受させる。

5 区長は、必要があると認めたときは、指定管理者から利用料金の一部を徴収することができる。

(利用料金の減免)

第十三條 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条第一項及び第二項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第十四條 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止等)

第十五条 第十条第一項の規定により福祉センターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第十六条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 使用の目的又は条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。
- 三 災害その他の事故により、施設等の使用ができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第十八条 使用者は、使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十九條 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、第十七条第四号に該当するときを除き、第十二条に規定する福祉センターの使用の不承認又は第十七条に規定する福祉センターの使用の承認の取消し、使用の制限若しくは使用の停止によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収に係る特例)

第二十条 区長は、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第十二条第一項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は利用料金の收受に係る業務の停止を命じた場合において、区長が臨時に福祉センターの管理を行うときは、別表一の部に定める額の範囲内において区長が定める使用料及び同表二の部に定める額の範囲内において規則で定める額を上限として区長が定める使用料を徴収することができる。

2 前項の場合にあっては、第十二条第一項及び第二項、第十三条並びに第十四条の規定を準用する。

この場合において、第十二条第一項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第二項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十三条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十四条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「区長」と、別表一の部及び二の部中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の文京福祉センター条例(以下「新条例」という。)第四条の規定により設置する施設の使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。この場合において、新条例第十条第一項及び第二項並びに第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。
- 3 前項後段の規定により適用される新条例第十条第一項及び第二項の規定により行った承認並びに新条例第十一条の規定により行った不承認については、施行日以後においては、新条例第十条第一項及び第二項の規定により行った承認並びに新条例第十一条の規定により行った不承認とみなす。
(文京区暴力団排除条例の一部改正)
- 4 文京区暴力団排除条例(平成二十四年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。

次のように(省略)

付 則(平成二七年一二月九日条例第七三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の文京福祉センター湯島に設置する施設の使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。この場合において、新条例第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。
- 3 前項後段の規定により適用される新条例第十条の規定により行った承認及び新条例第十一条の規定により行った不承認については、施行日以後においては、新条例第十条の規定により行った承認及び新条例第十一条の規定により行った不承認とみなす。

別表(第四条、第十二条、第二十条関係)

一 福祉センターの施設及び利用料金の限度額

名称	施設名	金額		
		午前	午後	夜間
文京福祉センター江戸川橋	視聴覚室	四、五〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円
	地域活動室A	一、一〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
	地域活動室B	一、五〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円
	地域活動室C	一、四〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円
	料理教室	一、六〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円
	多目的室	一、一〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円
	学習室			一、五〇〇円
	トレーニングルーム			四、一〇〇円
文京福祉センター湯島	洋室	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円

和室A			一、二〇〇円
和室B			九〇〇円
和室C			八〇〇円

備考 福祉センターの施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用するときは、引き続いて使用することができる。

午前 午前九時から午後零時三十分まで

午後 午後一時から午後五時まで

夜間 午後五時三十分から午後九時三十分まで

二 文京福祉センター江戸川橋の附帯設備及び利用料金の限度額

種別	使用単位	金額
映写設備等	一台一回	五〇〇円

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位に対応する時間とする。
- 2 附帯設備のみの使用は、認めない。